

令和6年度海外需要拡大PR事業委託業者選定に係る
企画提案競技実施要領

八 代 市

1. 業務の目的

本市では「フードバレーやつしろ基本戦略構想」の基本方針のひとつに「八代がアジア・全国とつながっていることが実感できる販路づくり」を掲げ、農林水産物等の輸出促進に向けた取り組みを行っている。

本業務は、日本の食や文化が好まれる台湾での物産展による、市内事業者の新たな海外販路へのチャレンジの場を創出し、ひいては市域産品の需要拡大を図ることを目的とする。

2. 業務委託概要

委託業務名	令和6年度海外需要拡大 PR 事業業務委託
履行期間	契約日～令和7年2月28日（金）
履行場所	八代市、台湾（基隆市等）、ほか
委託する業務	別紙1「令和6年度海外需要拡大 PR 事業業務委託仕様書」のとおり
契約約款	八代市標準業務委託契約約款のとおり
契約保証金	免除する
契約別途額	8,060,000円（消費税率 10%含む）

3. 委託業者選定方法 企画提案書等の公募によるプロポーザル方式。

4. 参加（応募）資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しないもの
- (2) 令和6・7年度八代市競争入札参加資格者名簿に登載されているものは、八代市から入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年谷八代市告示第103号）第3条の規定に該当しないもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

5. 書類の提出

(1) 提出書類【各10部】

①企画提案書（任意様式） ※以下の提案1～7は必須事項

「くまもと県南フードバレーフェア IN 台湾基隆市」開催運営

- ・提案1 ステージ、物産販売ブースの規格及びイメージ図
- ・提案2 交流イベント内容（ステージ、会場内）
- ・提案3 広告媒体、手段

「海外現地商談会」の開催運営

- ・提案4 商談会の開催

提案全体の計画等

- ・提案5 実施計画・スケジュール
- ・提案6 追加提案
- ・提案7 代替案

※提案1～7については、別紙1「令和6年度海外需要拡大PR事業業務委託仕様書」に準ずること。

- ②参加申請書（様式第1号）※原本1部、写し9部提出
- ③業務・活動実績調書（様式第2号）
- ④事業費積算内訳書（任意様式）
- ⑤業務実施体制調書（様式第3号）
- ⑥業務実施体制図（任意様式）
- ⑦配置予定調書（様式第4号）
- ⑧届出書（別紙2）※原本1部のみ提出

提案者が八代市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合

- ⑨提案日から3ヶ月以内に発行された商業登記簿謄本又は身分証明書及び印鑑証明書
※原本1部、写し9部提出
- ⑩直近の財務諸表等の写し
- ⑪国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書等
※原本1部、写し9部提出

(2) 書類作成に当たっての留意事項

- ①提出する書類の規格はA4版片とじ・横書き・片面とする。
- ②提出する提案書は、1提案者1案とし、提案趣旨や記載内容の理由・背景などを明確に示すこと。
- ③提出を求められていない資料を添付するなど過大なものにならないように留意すること。
- ④令和6年度海外需要拡大PR事業業務委託仕様書の業務内容を踏まえること。

6. 提出書類の受付期間等

- (1) 受付期間 令和6年4月16日（火）～令和6年4月30日（火）まで
- (2) 提出方法 持参（平日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送による。
※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 提出先 〒866-8601
八代市松江城町1番25号 4階
八代市 農林水産部 フードバレー推進課
電話：0965-33-8780
FAX：0965-33-4235

7. 質問受付方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第5号）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年4月23日（火）午前12時まで
- (2) 提出方法：質問書を八代市フードバレー推進課宛てに電子メールにて提出すること。
- (3) 電子メールアドレス food@city.yatsushiro.lg.jp
- (4) 回答方法 提出された質問及びそれに対する回答は、ホームページ上で随時公開する。

8. 契約候補者の選定等

市職員等で構成する選定委員会を設置し、各提案について審査を行う。

- (1) 審査実施日：令和6年5月9日（木）（予定）

※詳細については別途連絡する。

- ①発表時間：35分程度（20分以内のプレゼンテーションの後、選定委員による15分以内の質疑とする。）
- ②プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる管理責任者を含め2名以内とする。
（プレゼンテーションに係る作業員が更に必要な場合は若干名の同席を認める）

- (2) 審査項目

審査項目	全体に占める割合
1 業務・活動実績	5 / 100
2 業務実施体制	15 / 100
3 管理責任者	5 / 100
4 企画提案書に対する評価	75 / 100

- (3) 審査方法

- ①審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う方式により行う。
- ②審査項目毎の評価基準については別紙3のとおりとする。
- ③審査項目1～3については事務局が評価点数を算出し、審査項目4については選定委員会が評価点数を算出する。

- (4) 契約候補者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案者（以下、「最高得点提案者」という）を契約候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。

なお、総合点数の平均の割合が、60 / 100に満たない場合には、契約候補者を改めて選定する。

9. 審査結果の通知

審査結果は文書にて通知する。なお、審査結果については、異議の申し立ては受け付けない。

10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

1 1. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成経費等の本件の参加にかかる必要経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。また、業務実施体制調書に記載した配置予定の管理責任者や担当者の変更は、原則として認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の職位・経験保有者であると認められた者に限り、変更することができる。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。(本市において書類は適正に処理し、2次使用は行わない)。
- (5) 市が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼することがある。

1 2. 事務局

事務局は、八代市農林水産部フードバレー推進課に置く。

実施スケジュール

提出期間	受付期間	令和6年4月16日(火)～令和6年4月30日(火)
	受付場所	〒866-8601 八代市松江城町1番25号 4階 八代市農林水産部フードバレー推進課 電話：0965-33-8780 FAX：0965-33-4235
質問及び回答	提案者からの質問期限	令和6年4月23日(火) 午前12時まで
	回答	市ホームページ上に公開 URL(http://www.city.yatsushiro.lg.jp/)
審査の実施	実施日	令和6年5月9日(木)(予定)
	所要時間	35分程度(プレゼン20分、質疑応答15分)
選定結果通知	通知	提案者に対し文書にて通知を行う。